平成２２年（フ）第８８５２号
大阪府門真市常盤町25番６号
債務者　山本　正幸
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８５３号
大阪府門真市常盤町25番６号
債務者　山本　眞澄
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８６６号
大阪市福島区吉野５―12―３、住民票上の住所大阪市福島区吉野５丁目12番７号
債務者　辻　比登志
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８６７号
大阪市生野区中川東１丁目11番23号　シュウ中川東401
債務者　前川　奈美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８７２号
大阪府茨木市春日１丁目３番25号　301、住民票上の住所大阪府茨木市春日１丁目13番25号
債務者　足立　晃子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７９号
大分市大字片島901番地の１　ベルドミール５番館107
債務者　大橋　幸二
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５９８号
大分県別府市楠町12番11号　野田アパート101号
債務者　松井　愼明
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６１３号
大分市大字三芳394番地の１
債務者　赤嶺　裕美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３７２号
岐阜市上川手315番地４
債務者　三家かおる
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５５３号
岐阜市五坪２丁目１番３―21号　ファミーユ田神Ｆ―３号棟
債務者　齊藤　芳子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６８５号
岐阜県各務原市蘇原希望町４丁目23番地４
債務者　長屋　富雄
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６９８号
岐阜県美濃市横越65番地４
債務者　井藤恵巳子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７０９号
岐阜県山県市椎倉337番地１
債務者　棚瀬　成司
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１６４号
宮城県石巻市北上町橋浦字行人前507番地
債務者　今野　理江
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
福島県郡山市富田町字音路17番地の１
債務者　小林　瑞枝
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
福島県郡山市熱海町安子島字町42番地、住民票上の住所福島県郡山市熱海町安子島字町48番地
債務者　橋本　岩夫
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
福島県田村郡小野町大字小野新町字中通20番地の８
債務者　渡邊　和之
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
福島県郡山市亀田１丁目12番11号　ユーバードルフＡ―２号
債務者　熊川三枝子（旧姓寺坂）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係